

広島県開発登録簿調書

登録番号

5 (5)

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市南區新井 第 1 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容			
			年 月 日	昭和 61 年 1 月 20 日				62.1.20	開発行為に関する工事の変更許可。 (工事施行期の変更のみ) 新築行為、広島市中區南區新井町 8~17 (株)新井ビル 代表取締役 新井 勝文 5316205			
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	[REDACTED]			変 更 許 可					
			氏 名	田 村 八								
	工 事 施 行 者		住 所	広島市南區新井町大字市、222-9								
			氏 名	広島ハル建設(株) 代表取締役 八ノノ 三栄								
	許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継	承 継 または 受 理	番 号					変 更 許 可				
			年 月 日	昭和 年 月 日								
		承 継 した者	住 所									
			氏 名									
		工 事 施 行 者	住 所									
	氏 名											
	承 継 の 原 因 等											
	開 発 行 為 の 概 要	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 お よ び 地 番		広島市南區新井 5 丁目 303~1、104~1、105~1 106、107~1				変 更 許 可				
		開 発 面 積		1,044.69 m ²								
予 定 建 築 物 の 用 途		賃貸共同住宅										
宅 地 区 画 お よ び 戸 数		RC造 6H1 棟 24 戸										
区 域 お よ び 地 域 等		区 域	市街化区域 ・ 市街化調整区域									
地 域 等		法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容		・ 建ぺい率 ・ 容 積 率 ・ 高さの限度 ・ 壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)								
予 定 工 期	着 手	昭和 62 年 3 月 24 日		備 考								
	完 了	昭和 62 年 3 月 30 日										
工 事 完 了	検 査	昭和 62 年 3 月 24 日		備 考								
	公 告	昭和 62 年 3 月 30 日										